

国の基本方針（案）を踏まえたかながわ国際施策推進指針の改定（日本語教育関係）

指針改定素案（たたき台）	現行指針（第4版）	国の基本方針（案）を踏まえた「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」（案）	国の基本方針（案）（2020年4月）※関係項目抜粋
<p>基本目標1 多文化理解の推進 施策の方向1 多文化理解の推進 [施策の展開] ①地域における多文化理解の推進 ②学校教育における多文化理解の推進 ③多文化理解を深めるための研修等の実施・充実</p> <p>基本目標2 多文化共生の地域社会づくり 施策の方向2 外国籍県民等がくらしやすい環境づくり [施策の展開] ② 外国籍県民等の課題解決に向けた支援者研修の推進 ・「多言語支援センターかながわ」における支援者等を対象とした研修の実施 ・「やさしい日本語講座」の受講対象者の拡大等により、公的機関等の多文化対応力の向上を図る。 ⑦ 外国籍県民等への生活支援の充実 ・日本の各種社会制度の理解を促進するセミナーを開催し、外国籍県民等の地域社会への参加促進を図る。</p> <p>施策の方向3 日本語教育の充実 [施策の展開] ① 地域日本語教育体制の整備 各地域における「日本語を学習する機会の提供」や「日本語を教える人材の確保」を目指し、国・県・市町村・関係機関等との連携を強化しつつ、各地域の実情に応じたコーディネートや支援を実施し、地域日本語教育の総合的な体制を整備する。</p> <p>② 地域の日本語教育を支える人材育成とネットワークづくり 各地域の日本語教室がより良い形で継続・発展してい</p>	<p>基本目標1 多文化共生の地域社会づくり 施策の方向4 多文化理解の推進 [施策の展開] ①地域における多文化理解の推進 ②学校教育における多文化理解の推進 ③多文化理解を深めるための講座・研修・研究の実施・充実</p> <p>施策の方向1 外国籍県民等がくらしやすい環境づくり [施策の展開] ② 外国籍県民等の課題解決に向けた支援者研修の推進 ・日本語ボランティア活動に関する講座</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>① 外国籍県民等のコミュニケーションを支援するための日本語講座などの実施 ・外国籍県民等向けの講座の実施</p>	<p>(4) 多文化理解の推進 多文化共生の地域社会づくりを進めるため、県民が、外国人材の受入れ政策及び外国籍県民と日本人の互いの文化的な背景・考え方の理解を深める機会や、より良いコミュニケーション方法を学ぶ機会等を提供する。</p> <p>(1) 市町村や関係機関等と連携した地域日本語教育体制の整備 国・県・市町村・関係機関等との連携を強化しつつ、県に期待されている役割を踏まえ、各市町村や地域の実情に応じたコーディネートや支援を実施し、<u>各地域における、日本語を学習する機会の提供や、日本語を教える人材の確保を目指し、国事業の活用も含め、地域日本語教育の総合的な体制を整備する。</u> ア コーディネーターの配置による県内の地域日本語教育の推進 イ 市町村等が地域の日本語教育について情報共有や意見交換できる会議等の実施 ウ 専門家による日本語講座開催の促進</p> <p>(2) 地域の日本語教育活動を支える人材育成とネットワークづくり 外国籍県民等と地域社会の接点であり、相互理解の場</p>	<p>2 国民の理解と関心の増進 外国人等が社会の一員として受け入れられ、社会に参加して共生していくためには、日本語能力を身に付け、日本語により円滑に意思疎通できるようになることが必要である。日本語教育は住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる基盤であり、日本社会にとって大きな意義を有する。そのため、国民の理解と関心を増進するために必要な措置を講ずる。</p> <p>オ 地域における日本語教育 地域に在住する外国人が生活していく上で必要となる日本語教育を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要があるが、在留資格や背景の多様化が進み、日本語学習を希望する外国人等が必要とする日本語教育は一様ではない。また、外国人等の集住地域と散在地域があることや、日本語教育を行う機関や日本語教育人材の地域による偏りなど、日本語教育の状況は地域による差が大きくなっている。 さらに、日本語教師、地域日本語教育コーディネーター、行政・地域国際化協会・NPO等の職員、ボランティア等の多様な者が、学習支援、教室運営等の様々な役割に応じて地域における日本語教育を担っていることから、都道府県及び市町村、企業、学校等の関係機関の連携・協力の推進を図る必要がある。 そのため、各地域において、地域の実情に応じた日本語</p>

指針改定素案（たたき台）	現行指針（第4版）	国の基本方針（案）を踏まえた「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」（案）	国の基本方針（案）（2020年4月）※関係項目抜粋
<p>けるよう、「日本語を教える人材の確保」を目指し、市町村等と協力し、人材育成とネットワークづくりに努める。</p> <p>③ 地域日本語教育に関する情報提供の充実と日本語学習へのアクセス促進</p> <p>外国籍県民等、日本語ボランティア、市町村や国際交流協会、企業等が効果的に必要な情報が得られるよう、ICT教材の活用も含めて、県内の日本語教育に関する一元的な情報提供や相談対応を行う。</p> <p>④ 日本語教育の企業への普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の受入れに関する企業向けセミナーの実施 ・情報の収集と提供・相談対応・学習支援 ・外国人介護人材に係る就労支援事業の実施 ・外国人看護師・介護福祉士候補者の資格取得支援の推進 		<p>でもある日本語教室が、より良い形で継続・発展していけるよう、市町村等と協力し、人材育成とネットワークづくりに努める。</p> <p>ア 市町村の日本語教育を担当する人材の育成</p> <p>イ 日本語ボランティア教室のリーダー的人材の育成、県域でのネットワークづくり</p> <p>(3) 地域日本語教育に関する情報提供の充実と外国籍県民等の日本語学習へのアクセス促進</p> <p>外国籍県民等、日本語ボランティア、市町村や国際交流協会、企業等が効果的に必要な情報が得られるよう、県内の日本語教育に関する一元的な情報提供や相談対応を行う。特に、外国籍県民等に対しては、日本語学習ができる教室や機関、ICT教材を含む日本語学習の方法が十分伝わるよう、情報提供の充実を図る。</p> <p>ア 外国人コミュニティ、相談窓口等との連携による支援の充実</p> <p>イ 情報の収集と提供・相談対応・学習支援</p>	<p>教育を実施するとともに、日本語を学習する機会を提供すること、学習内容を一定水準とすること、日本語を教える人材の質の担保・量の確保することが肝要であり、地域における日本語教育環境の強化のために必要な施策を講じる。</p> <p>(2) 日本語教育に関する情報の提供等</p> <p>国内外において日本語の学習を希望する外国人等が利用できる情報は、例えば、学習用コンテンツであれば制作した行政機関等のウェブサイト等を通じて公開されているが、学習希望者や日本語教師、職場等の受入れ側等が効果的に日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、日本語教育に関する情報を集中的に提供するための必要な施策を講ずる。</p> <p>ウ 外国人等である被用者等に対する日本語教育</p> <p>我が国の外国人労働者数は約166万人（令和元年）となり、身分に基づき在留する者や就労目的で在留が認められる者、資格外活動等、その内容は様々である。平成2年の入管法の改正以降、就労目的で来日する日系人の増加及び平成22年の在留資格「技能実習」の創設等により、我が国に在留する外国人労働者は増加を続けている。また、看護・介護分野においては、二国間の経済連携協定に基づく特例的な受入れ制度により看護師・介護福祉士候補者が国内の受入施設において就労・研修活動を行っている。</p> <p>日本で働くに当たっては、業務上必要となる専門的な日本語のほか、職場において日本語で意思疎通を図ることができるよう、生活に必要な日本語を身に付けることが必要である。あわせて、職場等における効果的なコミュニケーションのため受入れ側の環境整備を図ることが重要である。このため、職務に関連した日本語及び専門分野に関する日本語や生活に必要な日本語を学習する機会の提供等の措置を講ずる。</p>

指針改定素案（たたき台）	現行指針（第4版）	国の基本方針（案）を踏まえた「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」（案）	国の基本方針（案）（2020年4月）※関係項目抜粋
<p>施策の方向性4 外国につながる子どものたちの教育等の充実</p> <p>[施策の展開]</p> <p>⑧ 外国につながる子どもたちの教育機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在県外国人等の入学者選抜特別募集の拡大 ・多言語入学案内の配付 <p>⑨ 外国につながる子どもたちの教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPOや地域のサポーターと連携・協働した、日本語学習の支援、通訳者派遣などの必要な支援 ・「かながわハイスクール人材バンク」を活用した学習支援 ・公立学校における、日本語指導、教育相談などの支援の充実 	<p><新設></p> <p>⑧ 外国につながる子どもたちの教育機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在県外国人等の入学者選抜特別募集の拡大 ・多言語入学案内の配付 <p>⑨ 外国につながる子どもたちの教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPOや地域のサポーターと連携・協働した、日本語学習の支援、通訳者派遣などの必要な支援 ・「かながわハイスクール人材バンク」を活用した学習支援 ・公立学校における、日本語指導、教育相談などの支援の充実 		<p>ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育</p> <p>我が国の在留する外国人が増加する中、学校に在籍する外国人の子供の数も年々増加している。また、国際結婚家庭を中心に、日本国籍ではあるが、日本語能力が十分でない子供も増加しており、日本語指導が必要な児童生徒は合わせて5万人を超える状況となっている。</p> <p>さらに、出身国の多様化を背景として、これらの児童生徒の母語についても多言語化が進んでいるほか、特定の地域への集住化の傾向がみられるなど、外国人児童生徒等を巡る状況については従前にも増して複雑な様相を呈している。</p> <p>子供たちが生活の基礎を身につけ、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるようにするためには、適切な教育の機会が確保されることが不可欠であり、外国人等の子供の就学促進、学校への受入れ体制の整備、日本語指導・教科指導、生活指導、進路指導等の充実のために必要な施策を講じる。また、こうした施策を通じて、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、国際的な視点を持って社会で活躍する人材を育成するとともに、活力ある共生社会の実現に資する。</p>
<p>基本目標3 外国人が活躍できる環境づくり</p> <p>施策の方向6 神奈川でくらし学ぶ留学生への支援</p> <p>[施策の展開]</p> <p>① 「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」の運営・充実</p> <p>② 大学、NGO、NPO、企業などと連携した留学生のための支援</p> <p>③ 卒業・修了後の地域社会への受入支援</p>	<p><新設></p> <p>施策の方向3 神奈川でくらし学ぶ留学生への支援</p> <p>[施策の展開]</p> <p>① 「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」の運営</p> <p>② 大学、NGO、NPO、企業などと連携した留学生のための支援</p> <p>③ 卒業・修了後の地域社会への受入支援</p>		<p>イ 外国人留学生等に対する日本語教育</p> <p>在留資格「留学」により、我が国に存在する外国人留学生（以下「留学生」という。）は約33.7万人（平成30年末）となっており、増加傾向にある。留学生は、留学を通して高度な知識・技能を身に付けた専門性を有する人材であり、日本の社会や文化への理解も深まっていることから、留学を終えた後の日本国内への定着・活躍が期待される。</p> <p>留学生のうち、日本国内での就職や研究を希望する者がその希望を叶えて活躍することができるよう、職場等において円滑に意思疎通を図り、日常生活を送るために必要な日本語能力のほか、業務に必要な日本語能力の習得等の留学生に対する支援の充実のために必要な措置を講じる。</p>